

防府市地域ケア会議推進事業実施要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48に基づく地域ケア推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、誰もが安心して住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまちづくりをめざし、地域ケア会議において、介護、福祉、保健及び医療等の多機関、多職種が地域における多様な社会資源の統合調整を行い、困難事例や広域的な課題について検討し、統一的な支援体制を総合的に調整、推進することを目的とする。

(会議の種別)

第3条 地域ケア会議の種別は次のとおりとする。

- (1) 個別地域ケア会議
- (2) 地域ケア推進会議

(会議の構成)

第4条 個別地域ケア会議は、協議案件に応じて地域包括支援センター長が選定する。

2 地域ケア推進会議は、次に掲げる関係機関及び関係団体に属するもので構成する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 介護支援専門員の代表者
- (3) 介護サービス事業者の代表者
- (4) 生活支援コーディネーター
- (5) 認知症地域支援推進員
- (6) 地域包括支援センターの職員
- (7) その他市長が必要と認めた者

(地域ケア会議の検討内容)

第5条 地域ケア会議は、次にあげる事項について実施する。

- (1) 支援困難事例の検討
- (2) 地域が抱える課題の把握及び共有、支援策の検討
- (3) 介護・福祉・保健・医療などの多職種・多機関との連携・調整に関する
こと。
- (4) 高齢者の自立支援に向けて社会資源情報の活用や、新たなサービスの開
発検討
- (5) 介護サービス事業所の職員及び介護支援専門員のケアマネジメント力向
上のための支援
- (6) その他前各号にあげるもののほか、地域ケア会議に関すること。
(地域ケア会議の開催)

第6条 地域ケア会議は、必要に応じて開催するものとする。

(自立支援コーディネーター)

第7条 市長は、第5条に定める事項を担当する自立支援コーディネーターを
地域包括支援センターに配置する。

(庶務)

第8条 地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理をする。

(守秘義務)

第9条 会議に出席した関係者等は、正当な理由なく、その業務上知り得た個
人情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。